

令和7年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月6日
経済産業省
商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

経済産業省では、令和7年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、日々高度化が進み、国境を越えて行われるサイバー攻撃に対処するために、サイバー攻撃対応連絡調整窓口（以下、「窓口CSIRT」という）を設置し、先進国をはじめとした100カ国以上の国に同様に設置されている窓口CSIRTとの間での情報共有、共同対処やソフトウェア等の脆弱性対応等を行うものである。

(2) 事業の具体的内容

本事業は、「外国に存在するサーバ等から日本企業がサイバー攻撃を受けていることが判明した場合、当該国の窓口CSIRTと連携し、当該サーバ等からのサイバー攻撃を停止する」、「ソフトウェアに脆弱性が発見された際、製品開発者等と調整し、対策方法を準備した後に公表する」といった対応を行うものである。

具体的には、次に示す①～③の内容について、経済産業省との協議の上で実施するとともに、実施結果をとりまとめた報告書を作成する。

① インシデント対応に係る調整業務

企業等の組織内の情報の窃取やサービス運用妨害等を目的とするサイバー攻撃等のインシデントについて、国内外のCSIRT等と連携し、迅速かつ円滑な状況把握や被害の拡大を最小限に抑えることを目的に、調整（インシデントの原因となる攻撃等の活動を行っているサイトの停止、閉鎖の依頼等）を通じて問題解決を行う。

その際、分野や属性を問わず様々な企業等がインシデントの被害組織となり得るため、被害組織が所有する機密情報に対して十分配慮した中立的な対応を行う。また、海外からインシデントに関する対応依頼があった場合も、問題解決に向けて国内関係者と調整等を行う。

加えて、サイバー攻撃について情報の集約・蓄積、及び国内外の関係機関における解析技術向上のための連携・情報共有についても実施する。特に制御システムを使用する業界・事業者に向けては、制御システムにおけるインシデント対策の普及啓発を行う。

② ソフトウェア脆弱性対応に係る調整業務

インシデントの発生・拡散を未然に防止するため、ソフトウェア製品の脆弱性（制御システム機器に関するものを含む）に関する情報の適切な流通を図ることができる関係者間調整（ソフトウェア製品開発者と脆弱性対応に係る調整、対応支援、抑止支援等）、脆弱性情報の公表、脆弱性の低減方策の検討等を行う。

加えて、ネットワークの観測及び国内外関係機関との連携により得られたソフトウェア製品の脆弱性等に関する情報に基づく事前対策情報の発信を行う。

③ グローバルサイバー脅威対応に係る調整業務

攻撃者が悪用するグローバルな脅威や攻撃基盤等の問題に対し、各国のCSIRTや海外関係機関と連携して対応・対策を実施する。

なお、窓口CSIRT等、サイバー攻撃に対する国際的な連携対応体制が構築されていない国のネットワークを踏み台にして、我が国を含む世界各国へのサイバー攻撃が行われた際には、当該国のサーバを停止する等の対応が困難であることから、当該国へ専門家を派遣して現地で指導したり、当該国の人材を受け入れてOJTでの訓練を実施したりすることで、当該国における窓口CSIRT等の構築を支援する。

また、各国の窓口CSIRTが参加する国際的な枠組みへの参画等（アジア太平洋地域におけるCSIRT連携の枠組みであるAPCERT（Asia Pacific Computer Emergency Response Team）への参画及び事務局の運営支援、世界的なCSIRT連携の枠組みであるFIRST（Forum of Incide

nt Response and Security Teamへの参画等)を行い、そのネットワークや情報を有効に活用することで、上記対応・対策を効率的に実施する。

(3) 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(予定)

(4) 事業実施条件

1. (2)を着実に遂行することが可能な知見、経験、体制(①多くのインシデント対応の経験、②海外の窓口CSIRTをはじめとする関係者とのパートナーシップ契約やMOUの締結、長期の連携等により培った信頼関係、③被害組織が信頼してインシデント情報を提供できる中立性)を有すること。

なお、いつ発生するか分からない重大インシデントに備えるため、本事業の実施に当たっては、上記の知見、経験、体制を、令和6年度から途切れることなく、令和7年4月1日より有する必要がある。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和7年1月10日(金)12時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年1月14日(火)16時00分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者には断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ④一般管理費の算出に当たっての率は８％もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。
- ⑤再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「１１．再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指示する大規模事業の場合の処理」を行ってください。
- ⑥事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定することとなりますが、履行体制図記載の再委託先、外注先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。
- ⑦委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公

開の対象となります。

なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ⑧委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課 関戸宛て

TEL 03-3501-1253

E-mail bzl-joho-sec@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

2025年1月30日（木）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。